

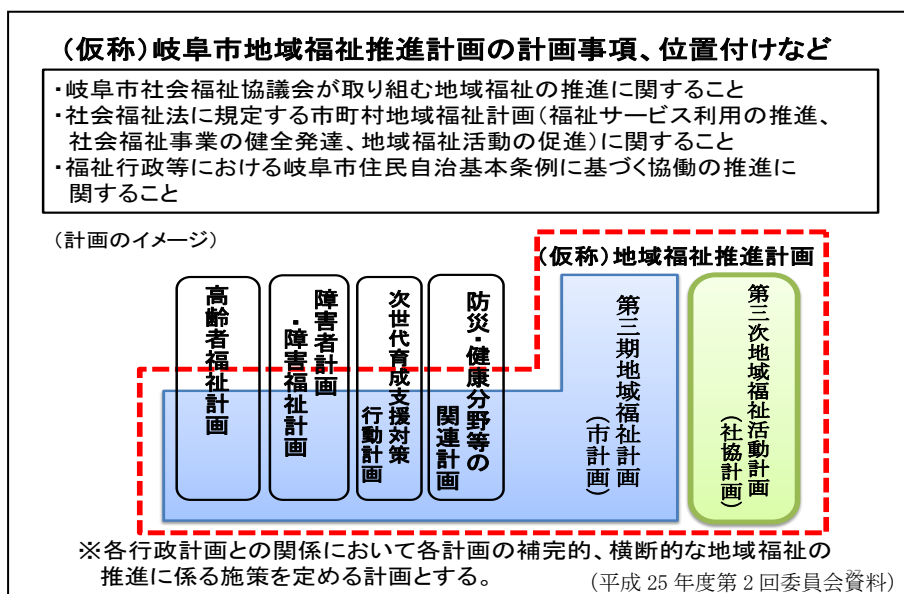
# 第3章 新たな計画策定へ向けた検討課題

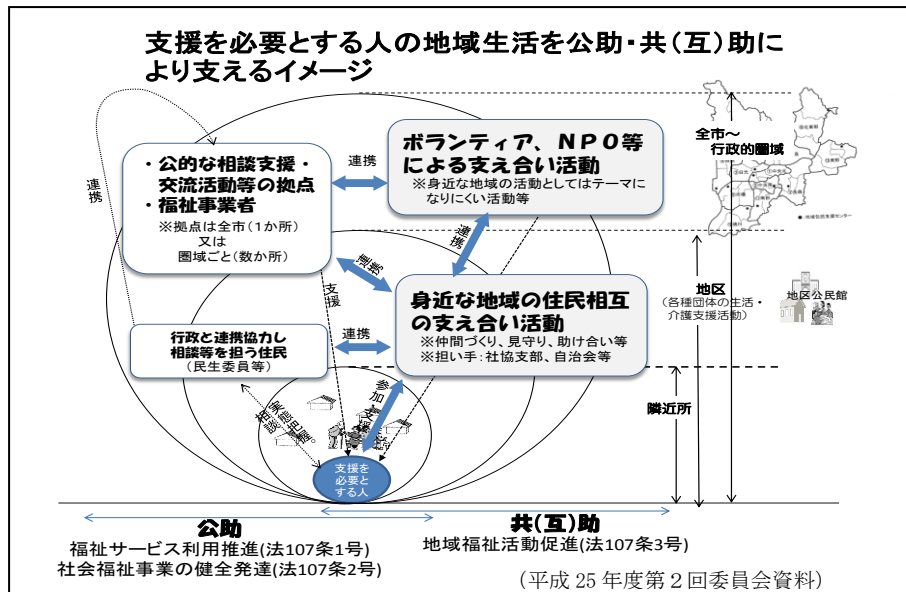
第2期地域福祉計画（市）と第2次地域福祉活動計画（市社協）を継承する新たな計画を策定するにあたり、平成25年度までの地域福祉推進委員会、地域福祉市民会議等における議論を踏まえ、検討すべき課題を整理しておきます。

## (1) 計画策定の趣旨や位置づけなど全体的な視点での課題整理

社会福祉法に定められる市町村地域福祉計画の計画事項及び本市における他分野の計画との役割分担を踏まえるならば、新たな計画においても引き続き、以下2点を、主要課題として認識する必要があります。

- ・市民間の支え合い活動(身近な地域の住民相互の支え合い活動、ボランティア・NPO等による支え合い活動)を促進していくこと
- ・共(互)助活動と公助活動との連携を推進していくこと





また、少子高齢化や小世帯化が進む今日においては、市民の孤立不安・リスクが高まっていること、市民間の支え合い活動のより一層の活発化を図るため、これらの担い手となっている地域の各種団体やボランティア・NPO等の活動環境の整備を図っていく必要があること、さらには、そのような支え合い活動と公的な相談支援との協働がより一層充実されなければならないこと等を踏まえると、特に取り組むべき課題として以下の 3 点を認識する必要があります。(このような現状認識の基礎となる統計等については「資料編(P66～)」をご参照ください。)

- ・不安を抱える人にとって、「安心できる」仕組みづくりを進めていくこと
- ・地域福祉活動に取り組む人にとって、活動しやすく、やりがいを実感できる仕組みづくりを進めていくこと
- ・共助・公助関係者にとって、協働するポイントが明確化・共有できる仕組みづくりを進めていくこと

**岐阜市における地域福祉の課題（全体的視点での整理）**  
 ※新たな計画の期間内にせひとも実現させていきたいこと

課題	やるべきこと
<p>・孤立不安・リスクの増大への対応            ※高齢化、小世帯化            ※「孤立(する不安)を感じる」市民が3割強 (H24アンケート)</p>	<p>不安を抱える人にとって、  <b>「安心できる」</b>仕組みづくり</p>
<p>・「支え合っていきたいという」想いを形に            していくための活動環境の整備            ・見守り助け合う地域づくり(災害対策含む)            ※地域福祉活動(特に福祉委員活動、支え合いマップづくり活動)における個人情報の取扱に関する考え方の整理            ※地域の各種団体間、ボランティアNPOとの連携促進            ※「支え合いが大切」市民が5割弱            「関わりがわからない」市民が3割弱            「頼まれれば助ける」8割⇔「助けてと言えない」6割 (H24アンケート)</p>	<p>地域福祉活動に取り組む人にとって、  <b>「活動しやすく、やりがい            が実感できる」</b>            仕組みづくり</p>
<p>・公助と共(互)助の組み合わせによる            支援の充実            ※地域ケア体制の充実等            ※ケアプランにおけるインフォーマルサービスの充実</p>	<p>共助・公助関係者にとって、  <b>「協働するポイントが明確            化/共有できる」</b>仕組みづくり</p>

(平成25年度第2回委員会資料)

## (2) 第 2 期地域福祉計画重点事業の実績から見た課題

第 2 期計画においては、計画初年度にあたる平成 21 年度に地域福祉計画推進委員会において、近隣住民同士が見守り・助け合う小地域福祉活動の実践を促進する 4 事業（P7～15 及び P49 表参照）を重点事業としました。

①福祉コミュニティ構築推進支援事業は、小地域福祉活動を構築推進しようとする地域団体（自治会連合会地区など概ね小学校区を単位とする団体。本市は 50 地区で構成）を対象に、その立ち上げの経費を市社協と協調して補助する事業として実施しました。②生活・介護支援サポーター養成事業は、小地域福祉活動の担い手を育成することを目的に、市社協への委託事業として実施しました。③地域における災害時要援護者支援の体制づくり及び④まちづくり協議会の創設等支援は、地域福祉を推進する観点からも重要度の高い事業として、第 2 期計画の重点事業に位置付けました。③災害時要援護者支援の体制づくりは、日常からの関係づくりの延長として、④まちづくり協議会の創設等支援は地域と行政の協働の組織基盤づくりとして、それぞれ重要な事業です。

これらについては、毎年度、岐阜市地域福祉計画推進委員会及び岐阜市地域福祉推進委員会において実績評価を行ってきました。以下、その審議結果も踏まえ、重点事業の実績から見た課題を整理しておきます。

### (①～④に共通する課題)

- ・ 第 2 期計画策定時(平成 20 年度当時)において、実践の必要性が認識されつつも実践例に乏しかった地域住民相互による見守り・助け合い活動が、重点事業によって、約 5 分の 1 の地区(10/50 地区)において、取り組まれることとなった。次期計画においては、これら先駆的・モデル的な実践例としながら、より多くの地域において取り組まれるよう促進していくこと
- ・ 見守り活動については、孤立不安を抱える人(リスクの高い人)を漏らさず把握し、「誰が、誰を」「どのように」見守るか等の取り組みの充実を促進していくこと
- ・ 助け合い活動については、地域における災害時要援護者支援の体制づくりも含め、「お互いさま」の共通認識をもって取り組むことができる助け合い活動を明確化しながら立ち上げを促進していくこと
- ・ 地域福祉活動における個人情報の取扱いについての考え方の整理など、小地域福祉活動が円滑に取り組まれるための環境整備、情報提供を推進していくこと

## 重点施策事業の実績

	重点事業名	指 標	H20年度 (計画策定時)	H25年度
1	福祉コミュニティ構築推進 支援事業	実施地区数	-	10地区
2	生活・介護支援サポーター 養成事業	サポーター 養成人数	-	355名
3	地域における災害時要援 護者支援の体制づくり	個別支援計画 策定地区数	3地区	5地区
		同意人数 (同意率)	11,588人 (58%)	17,447人 (68.8%)
4	まちづくり協議会の創設等 支援(地域力創生事業)	まちづくり協議会 設置地区数	12地区	21地区

### ① 福祉コミュニティ構築推進支援事業

ア 事業の目的 ※「そもそも何を目指す事業であったか」についての振り返り

i. 見守りネットワーク活動、ii. 助け合い(生活支援)活動、iii. 災害時要援護者支援の体制づくり等の小地域福祉活動は、第2期計画策定当時に実践の必要性が認識されながらも、本市内においてはあまり実践例が見られませんでした。

そこで、平成22年度から5年間に渡って当該事業を実施することにより、これら小地域福祉活動の立ち上げ・拡充等のモデル的・先駆的实践を図ることとしました。

当該事業は、i～iiiの活動を構築・推進しようとする地区単位の団体(自治会連合会地区の単位を活動エリアとする団体)を市社協とともに年間2～3地区選定し、1団体につき100万円を上限に活動の立ち上げ等経費を補助するものです。

### イ 成果

平成25年度までの4年間で、10地区が福祉コミュニティの構築・推進を実践

#### i 見守りネットワーク活動

- ・ 当該事業を実施していない地区でも、当該事業開始以前から、自治会連合会単位で数人の福祉委員等の見守り担当役員を配置する例は見られましたが、当該事業を実施した地区においては、「1単位自治会につき1人」以上の見守り担当役員を配置する体制が構築されました。

※本市が把握する範囲で、当事業開始以前に、「1単位自治会につき1人」以上の見守り体制が構築されていたのは2地区のみです。

- ・ 事業目的として、孤立不安を抱える人（リスクの高い人）を漏らさず把握し、「誰が、どのように」見守っていくかなどの体制の充実を図っていくこととしていましたが、この観点からはさらなる活動の充実が望まれます。

## ii 助け合い（生活支援）活動

- ・ 事業目的として、助け合い（生活支援）活動の立ち上げも図っていくこととしていましたが、この観点からの成果は、1地区において、見守り活動から発展し、ごみ出しをステーション当番が支援する活動が試行的に取り組まれるに留まりました。

※第2期計画期間内に、当該事業の補助を受けずに地区内の住民相互の生活支援ボランティア活動が開始される例がありました。

## iii 災害時要援護者支援の体制づくり

- ・ 事業目的として、見守り活動等の日常における支え合い活動の立ち上げとともに、災害時の避難支援も図っていくこととしていましたが、この観点からの成果は1地区で、災害時要援護者の個別支援体制が整備されるに留まりました。

※地域防災コミュニティ計画に個別支援計画が盛り込まれている地区

H21 3地区 → H25 5地区

（補助対象と補助対象以外の地区が1地区ずつ増）

## ウ 今後の検討課題

### i 未実施地区の地域福祉活動団体を啓発していくこと

- ・ 支え合い活動の意義をPRしていく施策の検討  
 (例) 当該事業の実績を活動の好事例として、より身近な集まり（市社協のブロック別の会議等）において紹介するなど
- ・ これまでの補助実施地区の成果やノウハウ等の提示についての検討  
 (例) ユニフォームや表札等による福祉の「見える化」、活動立ち上げ等に取り組む単位自治会を年々増やしていく「バトン・リレー方式」、担い手において、最初は「当番制」・任期満了後は「OB枠」就任が選択できるように、地区住民への説明は生活・介護支援サポーター養成講座や出前講座等を活用してもらうなど

### ii 事業実施後も地域の勉強会等に積極的に関わり、より質の高い活動へと誘導していくこと

- ・ 見守り担当者の研修会や地域福祉活動の関係者の連絡会等に参画し、さらなる福祉コミュニティの協働を促進していくことについての検討  
 (例) 福祉サービスと地域福祉活動との組み合わせによる安心なまちづくりを考えてもらうなど

### iii 後継的な事業を立案する上での課題

#### a) 企画段階から地域に関与・支援していくこと

- ・ より長期的に、段階を踏んで、地域の支え合い活動を立ち上げていきたいと考える地域福祉活動団体に対して、企画段階から関与し、支援していく仕組みづくりについての検討

#### b) 地域の支え合い活動がさらに充実するよう支援していくこと

- ・ 要支援者ごとの個別の支援体制づくりや助け合い活動の立ち上げなど、現段階においても実践例が少ない活動を支援する仕組みづくりについての検討  
(例) 見守り対象者、方法等を定義した上で、より充実した地域の見守り体制の構築推進を図る。  
(例) ごみ出しなど、「ちょっとした手助け」を内容とする近隣同士のお互いさま助け合い活動の立ち上げを図る。

#### c) 小地域での「お互いさま」助け合い活動として馴染みにくい生活支援活動を担うボランティア、NPO等の地域福祉活動を支援していくこと

- ・ 小地域での「お互いさま」助け合い活動では解決していくことが困難であると考えられる生活課題を抽出していくとともに、それらに対応するボランティア、NPO等の活動を促進していくことについての検討  
※小地域における「お互いさま」助け合い活動のテーマになりにくいもの
  - ・ 活動の中心的役割を担う人に一定以上の時間的余裕・経験知識を要するもの
  - ・ 小地域において当事者意識を共有できる人の数が少ないもの
  - ・ プライバシーに関する機微性が高いもの
- ・ これまでの小地域福祉活動の対象となりにくかった高齢者以外の支援を必要とする者も対象に加えられるよう促していくことについての検討

#### d) 地域福祉活動における個人情報の取り扱いについての考え方を整理していくこと

- ・ 支え合い活動の基礎となる「どこの、誰が、どういう状況なのか」に関する情報を、どのように取得し、管理していくのか等についての考え方を、地域福祉活動団体とともに整理していく施策についての検討

## ② 生活・介護支援サポーター養成事業

### ア 事業の目的 ※「そもそも何をを目指す事業であったか」についての振り返り

①福祉コミュニティ構築推進支援事業が、地域団体への財政的支援によって、小地域福祉活動の立ち上げ促進を図ろうとするものであったのに対し、当該事業は、人材育成面から促進を図ろうとするものです。

公的サービスによっては対応困難な高齢者等の生活支援ニーズに応える住民相互の助け合い活動等の立ち上げ・充実を推進する人材に必要な知識やスキルを身につけてもらうための実習を含む数日間の研修コースを、年間2回、各50名定員で、平成21年秋から実施してきました。

### イ 成果

- ・ H21 秋～H25 年度末までに、355 名養成  
※講座修了者に対するアンケート結果（H24.7 実施）

#### ・ 地域で福祉活動をしているか？

「はい」68.2%、「いいえ」20.3% 未回答 16.8%

⇒理由(複数回答可、上位3つ)：

- i) 「活動内容や取り組み方がわからない」36.4%、
- ii) 「一人で不安(仲間がいない)」18.2%、
- iii) 「要支援者が誰かわからない」16.8%

#### ・ どのような活動をしているか？(複数回答可、上位3つ)：

- i) 「いきいきサロン活動の立ち上げ、手伝い」43.4%、
- ii) 「要支援者の見守り」17.4%、
- iii) 「話し相手」11.2%

### ウ 今後の検討課題

#### i 研修カリキュラムの在り方についての課題

##### a) 支え合い活動の実践へ向け地域力を段階的に高めていける講座としていくこと

- ・ 「仲間づくり→地域課題発見→見守り→助け合い」(例)などのステップアップを想定した地域力を段階的に高めていける講座としていくことについての検討

※一般に、手助けする人とされる人の個人の関係(支援者/要支援者関係)が他人同士の場合、いきなり「お宅に上がり込む/呼び入れる」関係にはなり難い。またこれまでの本市の実践活動例を見ても、サロン活動などの「仲間づくり」活動、支え合いマップづくりや福祉委員設置活動などの「地域課題の発見」活動などが発展した活動として、「見守り・助け合い」活動が実施されている。

(例) 年2回とも同じコースとするのではなく、「見守り活動興しコース」「手助け活動を立ち上げるコース」などのバリエーションを設ける。

- ・ 市社協と協働し、受講者を推薦する側の社協支部が、推薦段階において、被推薦者の受講後の活動を明確化する等の施策の検討

#### **b) 期間・総時間数を軽減し、参加しやすいカリキュラム編成としていくこと**

- ・ 受講者の素養に応じたカリキュラム編成の検討

(例) 民生委員として既に十分な知識・経験を有する受講生に対しては一部を受講したことと見なすなど

- ・ 受講者の意向により、市や市社協等が実施する他の研修講座等と選択的な組み換えを可能とするカリキュラム編成の検討

#### **c) 新たな福祉活動の担い手を掘り起こしていくこと**

- ・ 新たな担い手の掘り起こしとなる施策についても合わせて検討

※現在は、社協支部の推薦を受けた方を主な受講対象者としている。

### **ii 講座修了者の活動を支援していく上での課題**

#### **a) サロン活動、見守り活動の質向上へ向けた活動を誘導していくこと**

- ・ サポーター活動がサロン活動の質向上に資するものとなるよう誘導していくことについての検討

※講座修了者へのアンケートによれば、講座修了後に「サロン活動へ参加」している者が最多

(例) サポーター活動により、参加実績が少ない男性の参加者を増加させ、「参加者の固定化」の解消が図られているか？

サポーター活動により、孤立しやすい立場の者の参加が図られるものであるか？などの視点により、より望ましい活動を誘導

- ・ サポーター活動が見守り活動の質向上に資するものとなるよう誘導していくことについての検討

※講座修了後に「見守り活動へ参加」している者は「サロン活動への参加」に次ぎ多い

(例) サポーター活動により、地域の見守り担当役員が「1地区に数人」

→「1単位自治会につき1人」→「1班につき1人」→「要支援者につき1人」など、さらなる体制の充実が図られているか？



**b) 助け合い活動のモデル化を進めていくこと**

- ・ サポーター活動として推進すべき助け合い（生活・介護支援）活動のモデル化についての検討

※講座修了者は、サロン活動等、従来の社協支部活動に携わる例が多い一方で、「ごみ出し」など、当該事業を開始した当初にイメージされていた「生活・介護支援」活動に関する活動の立ち上げまでには至っていない。

**c) 民生委員・児童委員活動との連携を図っていくこと**

- ・ 民生委員・児童委員とサポーター活動の連携を促進することにより、民生委員・児童委員の活動の充実や多忙化の解消を誘導していくことについての検討

### ③ 地域における災害時要援護者支援の体制づくり

#### ア 事業の目的 ※「そもそも何をを目指す事業であったか」についての振り返り

災害時における避難支援が円滑に実施されるためには、日常からの関係づくりが不可欠であることから、第2期岐阜市地域福祉計画においては、小地域福祉活動等の促進を図る（①福祉コミュニティ構築推進支援事業、②生活・介護支援サポーター養成事業等の実施）と同時に、地域における災害時要援護者支援の体制づくりを図っていくこととしました。

#### ※地域における災害時要援護者支援の体制づくりへ向けた取り組みの経緯

平成19年度 各地区の自主防災隊、消防団、民生委員と災害時要援護者名簿の共有を開始した。

平成20年度 市内各区の自主防災隊に対し「災害時要援護者支援行動指針」を示し、各地区地域防災コミュニティ計画に災害時要援護者の個別支援計画を盛り込むなど、地域住民による自発的な体制づくりを図っていくこととした。これを踏まえ、第2期地域福祉計画の重点施策に位置付け、小地域福祉活動と地域における災害時要援護者個別の避難支援等の体制づくりの同調を図ることとした。

#### イ 成果

- ・ 登録者数、率 H21 11,588人、58% → H25 17,447人、68.8%
- ・ 個別支援体制 H21 3地区 → H25 5地区

※福祉コミュニティ構築推進支援事業により個別支援体制が整備されたのは、1地区のみ

#### ウ 今後の検討課題

##### i 市民に対し、当該事業の目的・趣旨の理解促進、事業自体の認知度向上を図っていくこと

- ・ 地域住民同士が災害時の避難行動支援等について話し合う機会を創出していくことについての検討  
(例) 支え合いマップづくりやサロン活動の場の活用

## ※H24 基礎調査（アンケート）結果抜粋

### 地域における災害時要援護者支援対策について

- ・（将来）災害時要援護者名簿に登録したいと思うか？  
「はい」74.6%、「いいえ」20.3%  
⇒理由（複数回答可、上位3つ）：
  - i) 「個人情報保護が心配」33.9%、
  - ii) 「他人の世話になりたくない」29.2%、
  - iii) 「必要ない」26.9%
- ・「災害時要援護者の避難支援」についてどう思う？  
「積極的に協力」13.6%と「役割を決めてもらえれば、協力」48.8%が6割強。  
⇨「行政が中心となって支援すべき」24.1%と「関わりたくない」4.2%が3割弱。

### ii 日常の小地域福祉活動（見守り・支え合い活動等）と一体のものとして、体制づくりを図っていくこと

- ・ 各地区における近隣住民同士の見守り・助け合い活動と災害時要援護者支援の体制づくりが一体のものとして、関係者に認識され、取り組まれるための仕組みづくりについての検討
- ・ 災害時要援護者名簿への登録が、地域福祉活動においても促進される仕組みづくりについての検討

Ex. 地域独自の「見守り・助け合い関係者名簿」と「災害時要援護者名簿」が同時作成。市の名簿登録とも連動。

※現在は、パンフレット等の配布による啓発の他には、主に行政窓口や専門職のみが対象者へ登録を呼びかけている

→各地域の見守り・助け合い活動関係者からも名簿登録制度等の啓発が図られるように。

### iii 行政と地域福祉活動団体との情報共有や状況調査の在り方について整理し、市民・行政間の共通認識を形成していくこと

- ・ 第2期地域福祉計画に基づいて、地域団体等と災害時要援護者名簿を共有したり、住民基本台帳情報を地域団体等に提供した上で、高齢者の存否や世帯状況調査を協働で実施しているところであるが、これらを、地域福祉活動の実情に即したものに改善することについての検討

### iv 地域における災害時要援護者支援の体制づくりや地域福祉活動における個人情報の取り扱いについての考え方を整理し市民間に共通認識を醸成していくこと

- ・ 支え合い活動の基礎となる「どこの、誰が、どういう状況なのか」に関する情報を、どのように取得し、管理していくのか等についての考え方を、地域福祉活動団体とともに整理していく施策についての検討

#### ④ まちづくり協議会の創設等支援

##### ア 事業の目的 ※「そもそも何をを目指す事業であったか」についての振り返り

地域においては、福祉以外の分野でも様々な活動があり、これらにおいても各種団体間の連携や行政との協働が必要とされています。地域福祉活動もその一部として実践されていることを踏まえると、行政との協働も前提としながら地域活動全般の推進が図れる組織基盤づくりは、地域福祉活動を推進していく上でも重要であることから、第2期岐阜市地域福祉計画の重点事業と位置付け、地域福祉推進施策としてもまちづくり協議会の設立・充実を促進していくこととしました。

具体的には、①福祉コミュニティ構築推進支援事業において各地区が小地域福祉活動の基盤的組織強化が検討される際には、まちづくり協議会の創設・充実によるよう誘導していくこととしました。

##### ※まちづくり協議会創設・充実施策の経緯

平成16年度 「地域力創生モデル事業」開始。

平成18年度までに9地区でまちづくり協議会が設立

平成19年度 住民自治基本条例を制定。

平成20年度 「地域力創生事業」開始

##### イ 成果 H21 12地区 → H25 21地区

※①福祉コミュニティ構築推進支援事業実施5地区の見守り体制（福祉委員活動）や③災害時要援護者の個別支援体制の充実は、まちづくり協議会の拡充や創設と同調して充実が図られた。

##### ウ 今後の検討課題

##### i 地域福祉活動における「まちづくり協議会」の在り方について検討していくこと

- ・ 各地区の「まちづくり協議会」の現状を踏まえ、「まちづくり協議会」によってどのように地域福祉活動を推進し得るのかを検証
- ・ 地域福祉計画における地域力創生事業の位置付けについて検討

※福祉コミュニティ構築推進支援事業実施5地区ではまちづくり協議会の拡充や創設と同調して充実が図られ、一定の成果はあった。しかしながら、第2回地域福祉推進委員会において、まちづくり協議会が設立されたことにより、逆に地域が混乱してしまうこともあるとの指摘があった。

### (3) 岐阜市地域福祉推進委員会、地域福祉市民会議でいただいた主なご意見

#### ① 岐阜市地域福祉推進委員会

##### ア 平成 25 年度第 1 回委員会 (H25. 8/28)

平成 25 年度第 1 回委員会は、各委員の立場から「課題であると考ええること」を教示してもらう主旨で、議題を「岐阜市における地域福祉の課題について」として、審議しました。この場において、以下のような課題が提起されました。

(新たな計画について)

- ・ 計画策定にあたり、「地域で何ができるのか、どんな地域にならなければならないのか？」そのために行政の施策の在り方、市社協をはじめとする団体やボランティアの果たすべき役割を明確化していかなければならない。
- ・ どちらかというと、岐阜市で地域福祉が語られる場合にはボランティアや NPO 団体に目を向けられることが少ないように思うが、計画策定にあたって、実態把握し、これらも重要な担い手であることを認識する必要がある。
- ・ 現在は、市民レベルの活動と行政がかみ合っていないように感じられる。行政、市民活動・事業者の間のネットワークが築かれる計画としていきたい。
- ・ 地域住民と岐阜市、市社協とのかかわりだけではなく、市民がかかわっている事業体、消費者団体、市、市社協とが連携して情報を共有し、取り組みを進めていく必要がある。生活協同組合においても、介護等の福祉サービスの実施、助け合い活動、茶話会等の地域福祉活動、さらには地域福祉団体に対する補助制度等も実施している。

(地域福祉活動における個人情報の取り扱いについて)

- ・ 個人情報を保護しなければならないという考え方が地域福祉活動の推進を阻む例が散見されるため地域福祉活動における個人情報の取り扱いについての考え方を整理していく必要がある。
- ・ 個人情報保護の壁に対しては「手上げ方式」のように、地域で個人情報を共有してよいという本人同意を得るしくみでもって対応していかないと解消できない。
- ・ 子どもからお年寄りまで、皆が支え合い活動の大切さとともに、個人情報の取り扱いについて理解を深めていくことが必要である。

(生活・介護支援サポーター養成事業について)

- ・ 生活・介護支援サポーター養成事業は、手助け活動の立ち上げを担う人材育成の講座になっていない。また、個人宅に入る立場にあるという認識が得られるような資格が付与されるわけでもない。どうすれば、事業目的とするような活動が立ち上がってくるのか、再検討すべきである。
- ・ 修了生の活動状況を把握し、それを踏まえて必要な点を改善していくことが必要である。
- ・ 民生委員は、生活保護世帯の増加や高齢化により多忙であるため、生活・介護支援サポーターのような人材の必要性はますます高くなっている。

(地域福祉活動を促進する施策（上記以外）について)

- ・ 支援を必要としている人は、支援に関する知識がなく、福祉委員等他者からの働きかけをする仕組みづくりが重要である。
- ・ 回覧板を回すことや町内会費の集金も、お互いの顔が見える地域づくりの大切な機会であり、「ポストに入れて回覧するのではなく、顔を見合わせ手渡しすること」≡「地域福祉の推進」という市民啓発を図るべき。
- ・ 学校における福祉教育の推進には目的や内容、時間数、対象児童生徒の発達段階や既習事項を踏まえることが必要。
- ・ アンケート結果にある「見守り」の具体的な活動内容がどのようなものとして市民に理解されているのかについて十分な認識をもった上で、施策を検討していくべきである。
- ・ 高齢者福祉センターはもとより、小中学校等もふくめ、高齢者がいつまでも元気でいられるための場としての公共施設の配置や機能を再検討すべき。
- ・ 近隣助け合い活動等の推進の核となる自治会への加入率を向上させていく方策が必要である。特にマンション、市営住宅入居者に対する方策を講じるべきである。
- ・ 孤立防止のために、新聞、郵便、電気、ガス業者などとの連携を充実させていく必要がある。
- ・ 若い世代が地域福祉活動をするために情報が届くツールが必要である。
- ・ 今後の地域福祉活動の在り方を検討していくにあたっては、国の介護保険制度改革の動向を十分に踏まえていく必要がある。

## イ 平成 25 年度第 2 回委員会 (H25. 12/20)

平成 25 年度第 2 回委員会は、議題を「平成 26 年度市計画及び新たな計画策定へ向けた課題整理について」として審議しました。この場において、以下のような課題が提起されました。

(新たな計画について)

- ・ 地域福祉計画において大切なのは、基本的に地域の中で高齢者、子ども、障がい者、生活困窮者を地域住民、ボランティア、NPOとしてどう支えていくのかを計画化していくことである。地域の中で起きている高齢者などの生活上の困難、孤立、孤独をどのように支え合い、助け合っていくのか計画の中に盛り込んでいきたい。
- ・ 公助と共助の協働の推進をどのように実現していくのかが課題。今回、行政と市社協の計画を同時に策定していくことで、地域福祉における行政と市社協のそれぞれの役割をしっかりと作っていくべき。行政の役割として地域福祉に対する基本的な姿勢や取り組みがないと市民の安心にはつながらない。

(生活・介護支援サポーター養成事業について)

- ・ 新たに地域福祉に興味がある人に対しどうやって“きっかけ”を与えるかが課題。地域には活動に前向きな人がいるはず。積極的に参加を促すことが必要。
- ・ この事業には住民参加による新たなサービスや助け合い活動を組織化するという狙いがあったが、「見守り活動」だけに留まっている感じがする。新たなサービスが地域で創出されるような取り組みが必要である。
- ・ サポーターだけの活動が立ち上がると、地域の中に別の団体ができてしまう。市社協の見守り活動や自治会など、地域との連携が図れるのか疑問である。

(まちづくり協議会の創設等支援について)

- ・ 地域には、専門的な各種団体があるが、まちづくり協議会が設立されたことにより地域が混乱することがある。各種団体が活動しやすい方向付けをしてほしい。
- ・ 市も現在活動しているまちづくり協議会の成果を検証してから、未設立地域へ説明に行くなどしないといけない。
- ・ まちづくり協議会の設立等支援について、計画への位置づけを検討すべき。

(ボランティア・NPOについて)

- ・ ボランティアやNPOを「テーマ型」と簡単に片づけられないでほしい。
- ・ 福祉施設や地域包括支援センターなどの事業者の課題やNPOの運営上の課題についても整理してほしい。

- ・ 公助でできないことをボランティアやNPOが担うというのは発想が逆転していると思う。ボランティアやNPOは自らニーズを先取りし、地域への浸透を図っていくものである。
- ・ 市の資料中に「自発性」「社会性」「無償性」「創造性」がボランティアの原則とされているのを見たことがあるが、本当に「無償性」が原則なのか再検討すべき。有償ボランティアも地域のニーズを掘り起こし、地域において必要性があって生まれている。
- ・ 短時間の有償ボランティア制度を公助(市)で立ち上げてはどうか。
- ・ 地域福祉に関する情報誌を月1回程度、発行してみてもどうか。

(災害時要援護者支援の体制づくりについて)

- ・ 災害時の取り組みについては市と市社協の事業が連動していない。今後、相互に情報を交換するなどして、要援護者台帳や命のバトンをもっと利用価値の高いものにしていくということが必要。
- ・ 市の要支援者名簿は市社協には届かない。社協支部では独自に災害時の要支援者名簿を集めている。防災マニュアルは自主防災隊で作ることになっている。それらを基に有事の際は助けようというのが社協支部の活動となっている。

(“命のバトン” 緊急医療情報カードについて)

- ・ ひとり暮らし高齢者宅に行くと“命のバトン”が床に転がっているなど、適切に取り扱われていないときがある。民生委員や介護支援専門員が声をかけることも大事だし、市社協も30地区で行った実績だけでなく、事後フォローも行う必要がある。

(地域福祉活動を促進する施策(上記以外)について)

- ・ 支援が必要な高齢者等に対し“手を差し伸べる”施策だけではなく、支援を必要とする人がすすんで“顔を見せる”よう仕向けていく施策も必要。
- ・ 子ども会などで高齢者も守る“ジュニアサポーター”の養成など共助における多世代交流の機会を作る施策が必要。
- ・ 子育て世代において、子どもが小学生になると地域福祉との関わりが希薄になる。また、年老いてから地域福祉の必要性を感じる頃には関わり方がわからなくなっている。地域福祉活動が疎遠になる年代の人も巻き込んでいく施策も必要。
- ・ 市営住宅には、ひとり暮らし高齢や生活に困窮している者等、孤独リスクの高い入居者が多い。したがって市営住宅において交流拠点を整備するなどの施策が必要である。
- ・ 重点事業のどれか一つでも地域で実施するよう指導することはできないか。



## ② 地域福祉市民会議

### ア 平成 24 年度会議 (H24. 10/25～11/22)

平成 24 年度の地域福祉市民会議は、希望する市民が自由に参加できるワークショップ形式で開催しました。参加者には、社会福祉法第 107 条において市町村地域福祉計画の計画事項とされている「福祉サービスの適切な利用の推進」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」等について、市民の立場で取り組むべきことを発案してもらうとともに、行政が地域福祉を推進していく上での留意点を指摘してもらいました。

#### ※社会福祉法抜粋

##### (市町村地域福祉計画)


第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### i 法に定める計画事項に関して市民の立場で取り組むべきこと

- ・ 「福祉サービスの適切な利用 (法 107 条 1 号)」を図るためには、身近に暮らす者同士が、いち早く気付き、専門行政窓口等へつなぐことができるよう、地域の「見守り」機能を強化していくこと
- ・ 「地域福祉に関する活動 (法 107 条 3 号)」により、日常のお互いさまの手助け、防災対策、集いの場づくりなど、住民同士であればこそできる (逆に、行政ではできない) こととして、地域の「助け合い」「仲間づくり」機能を強化していくこと

**地域福祉市民会議(第1～5回)で話し合ったこと**  
 ※ H24.10～11 延べ114人の市民の参加を得て自由参加ワークショップ形式の会議を5回にわたり開催しました。



社会福祉法第107条に定められる市町村地域福祉計画の内容

- ・ 福祉サービスの適切な利用の推進
- ・ 地域福祉活動への住民の参加の促進

参加者(市民)の立場で、自ら(個人や所属団体として)取り組むべき課題等を話し合ってもらった。

	子ども(第2回)	高齢(第3回)	障がい(第4回)	まとめ(第5回)
福祉サービスの適切な利用の推進	・ ネットワーク ・ 幼児、障がい児への支援(サービスへのつなぎ)	・ 孤立防止、認知症対策としての見守り ・ 情報共有(住民相互及び行政と地域)	・ 見守り ・ 障がい者から及び障がい者への情報発信	地域の「見守り」機能の強化
地域福祉活動への住民の参加の促進	・ 集いの場 ・ 親同士の仲間づくり ・ 子どもの居場所づくり	・ 生きがいの関係づくり ・ 住民相互の生活支援活動 ・ 災害時の助け合い	・ 障害に対する理解 ・ 障がい者同士、住民相互の交流 ・ 災害時要援護者支援対策	地域の「助け合い」「仲間づくり」機能の強化

ii 行政が地域福祉を推進していく上で留意してほしいこと

- ・ 地域ごとの実情に基づき小地域福祉活動を支援すること
- ・ 地域住民と行政の情報共有の在り方、地域における個人情報の取り扱いに関する考え方を整理すること
- ・ 出前講座等により、地域福祉活動に取り組もうとする市民とともに、情報・実情・課題の共有、解決策を共に考えること
- ・ 思いやりの心や助け合いの心を育てる福祉教育・啓発を充実させること
- ・ 市民活動の拠点となっている公共施設の機能を再点検すること
- ・ 市庁内の関係部局の連携、行政の一体性を確保するよう努めること
- ・ 当事者、関係者の意見を聴く機会の確保に努めること

<b>創出支援・協働の推進を図りたい共(互)助活動</b> <small>※市民会議終了後に連絡会議PTで整理</small>		
分野	課題	共(互)助活動の具体的内容(例示)
高齢	・地域包括ケアの推進 ・介護予防(認知症対策)の推進 <small>※介護保険法(H17,23)、 高齢者虐待防止法(H17)等</small>	・地域の見守り・助け合い活動の促進 Ex) ・組織的、継続的な見守り ・生活支援活動
障がい	・地域生活支援の充実 <small>※障害者基本法(H23改)、 障害者総合支援(旧自立支援)法 (H17,23,24) 障害者虐待防止法(H23)等</small>	・障がい(身体・知的・精神)者への地域での理解促進 Ex) ・安心して相談できる体制づくり ・避難行動要支援者の個別計画の策定推進
子ども若者等	・子育て家庭の孤立防止 ・児童健全育成 ・若者の自立支援 <small>※児童福祉法(H16,20改正等)、児童虐待防止法(H16)、児童館ガイドライン(H23)</small>	・子育て支援・交流活動の促進 Ex) 子育て支援自主グループ (地区役員運営、母親運営)

(平成 25 年度 地域福祉市民会議資料)

## イ 平成 25 年度会議 (H25. 10/29)

平成 25 年度の地域福祉市民会議においては、平成 24 年度会議結果や第 2 期計画の実績評価等から導かれる「新たな計画づくりへ向けた課題」を資料に取りまとめ提示した上で、修正・捕捉等の意見を求めました。この場において、以下のような課題を提起してもらいました。

(地域福祉活動における個人情報の取り扱いについて)

- ・ 個人情報保護やプライバシー保護のために、まずは、地域住民自身が何に留意し、どのように個人情報等を取り扱うべきかを理解する必要がある。市や市社協は、そのような学習会等の機会の充実を図るべきである。
- ・ 地域が行政から提供される個人情報を活用しようとするすると制約も多いため、既に把握している情報をどう生かすかについても検討すべきであるし、市もこのような観点から支援すべきである。
- ・ 行政は条例等を整備し、身体障害者相談員に行政の保有情報を提供すべきである。

(災害時要援護者支援の体制づくりについて)

- ・ 市から提供される災害時要援護者支援名簿が、地域で活用される施策を検討すべきである。
- ・ 地域における災害時要援護者支援の体制づくりとして、自治会から施設への呼びかけ等を行うと良い。
- ・ 福祉避難所は、民間施設の空スペース、旅館等の協力も得て、充実を図るべきである。
- ・ 災害時要援護者の個別支援体制の整備がなされた地区が 5 地区に留まっている原因を分析することにより、全地区での整備を図るべきである。

(生活・介護支援サポーター養成事業について)

- ・ 生活・介護支援サポーター養成事業は、地域の支え合い活動の立ち上げを担う人材養成を目的としていた。したがって、サポーター養成講座を受講後に地域で活動できていないという結果が把握されているのであれば、それはなぜかというところも、審議の対象としていくべきである。
- ・ 生活・介護支援サポーター養成事業の研修内容に、認知症への理解や具体的な支援方法等を加えると良い。

(支え合い活動(上記以外)について)

- ・ 今後の高齢化、ひとり暮らしの増加を考えると、支援を要する立場の市民が、自ら「助けてくれよ」という声を発する仕組み、それを地域で受け止められる仕組みづくりを進めていく施策が必要である。
- ・ 地域において支援を必要とする者の中に精神障がい者も含まれていることに留意すべきである。
- ・ 地域によって、活動状況にかなりの差がある。新たな計画においては、どこの地域でも取り組めるような仕組みづくりも検討していく必要がある。
- ・ 要支援者等から「助けてほしい」と声を発するのは、なかなか難しいので、隣近所の協力を地域の役員が取り持つ。
- ・ 市民アンケート結果で、「支え合いが大切」又は「関わり方がわからない(わかれば支え合う)」が合わせると8割程になる。皆が支え合っていきたいと思っていることを踏まえ、「支え合うシステム」を検討すべきである。

(会議において市から参加者にアイデアを求めた事項に関して)

- ・ 「見守り機能の強化」  
→新聞等の協力を得て、見守りを行って良かったこと、感謝の言葉などを具体的に発信していく。
- ・ 「助け合い・仲間づくり機能の強化」  
→市の助成等により定期的な炊き出し等の交流の場をつくることで、個人情報の取り扱い等を気にすることなく地域で分かり合える関係を作る。
- ・ 「不安を抱える人が安心できる仕組みづくり」  
→支援をする側が顔を見せる。関わりのある者が支援する。  
→福祉施設の協力を得る。
- ・ 「地域福祉活動がやりやすくなる、やりがいが実感できる仕組みづくり」  
→笑顔が見られる、慰労会があること  
→楽しみを作る、笑顔を作る、自分で作る、みんなで作る。  
→法律等に縛られず、地域にまかせる。
- ・ 「協働するポイントが明確化、共有できる」  
→自治会と居宅介護支援事業との交流・連携を図る。

(行政と市民の話し合いの場の在り方について)

- ・ 地域の関係者がそれぞれ抱えている課題を持ち寄り、解決へ向けて話し合う場を今後とも持つべきである。
- ・ 市民との話し合いの場づくりを持つ場合は、時間帯の工夫、子連れの人や、障がいのある人への配慮も忘れないでほしい。